

議案第13号

沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例の一部を改正する条例について

沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

## 沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例の一部を改正する条例

沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例（平成31年条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

第4条第1項を次のように改める。

コミュニティテラスの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）において、会議室又は音楽スタジオ（以下「会議室等」という。）の使用の許可の申請がない日は、休館日とすることができる。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、日曜日又は祝日法による休日の午前9時から午後9時までの間において、会議室等の使用の許可の申請がないときは、開館時間を短縮することができる。

第6条第1項中「会議室又は音楽スタジオ（以下「会議室等」という。）」を「会議室等」に改める。

第7条第4号中「政治的活動」を「政治活動」に、「宗教的活動」を「宗教活動」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。